

第三次大阪狭山市地域福祉計画 大阪狭山市地域福祉活動計画

概要版

みんなでつくる、
ふれあい豊かな
福祉のまち



平成27年3月

大阪狭山市
社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や都市化の進展とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などが相まって、家庭や地域におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

平成26年4月1日現在、国民の4人に1人がすでに高齢者となっており、今後、平成37年(2025年)には、4人に1人が75歳に到達する見込みにより、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の不足等が懸念されている「2025年問題」に直面します。

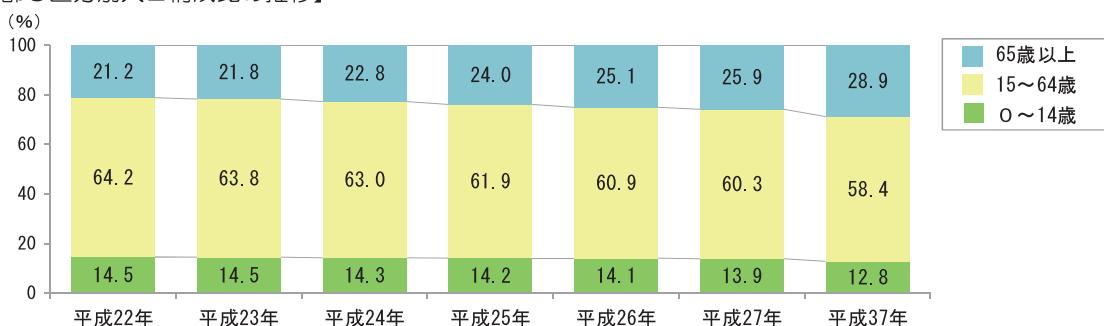
そのほか、地域とのつながりの弱体化を背景に、高齢者・障がい者等に対する虐待をはじめ、孤独死、ひきこもり、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉が抱える課題・ニーズは多様化・複雑化しています。さらに近年、雇用市場の変化に伴い、不安定な非正規雇用が増加し、特に若年者の失業問題をはじめ、母子家庭の母親や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活費を得られないなど、「貧困問題」が表面化しています。

2025年問題の解決に向けた地域包括ケアシステムの構築をはじめ、貧困問題など地域福祉をめぐる今日的・将来的な課題等を踏まえ、地域住民と行政、地域福祉を担う関係団体等がより一層連携・協働する地域福祉のしくみづくりが必要です。

そのため、地域福祉がめざす目標の実現に向け、市と市社会福祉協議会が緊密に連携・協力をした活動を推進するため、「第3次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画」として、2つの計画を一体的に策定するものです。

大阪狭山市を取り巻く状況

【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
※平成22～26年までは実績値。27年以降は推計値

- ◆65歳以上人口の高齢化率は、平成26年9月末現在では25.1%で、それ以降も年々上昇し、平成37年は28.9%（推計値）と、市民の3人に1人が高齢者となる見込みです。
- ◆0～14歳の年少人口の割合は、平成22年は14.5%でしたが、平成37年には12.8%（推計値）まで減少すると見込まれます。

計画の期間

両計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

なお、毎年、本計画で定めた施策及び事業について検証・評価を行い、必要に応じ見直しを行います。

施策の体系

市がめざす10年後の地域のすがた	
「すべての住民が生き生きと暮らせる社会の実現にむけて」 ～ みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち ～	
基本目標	施策の方向
1 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち	[1] 市民が主体の福祉活動の推進 [2] 緊急・災害時の助け合い機能の確立 [3] ボランティア、NPOなどの活動の促進 [4] 市民が主体の活動への支援 [5] 人権教育・啓発、福祉教育の推進
2 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち	[1] 相談体制の整備と充実 [2] 福祉サービスの情報提供の充実 [3] 福祉サービス提供・連携体制の充実 [4] 福祉サービスの質の確保と向上 [5] 福祉サービス利用者の保護
3 誰にとってもやさしいまち	[1] 地域に密着した福祉サービスの開発 [2] 快適で利用しやすい生活環境の整備

地域福祉推進圏域の連携強化

両計画では、「日常生活圏域」「福祉圏域」「市域」の地域福祉推進圏域を活動単位に、各々の役割を明確にし、各活動の主体がそれぞれ横断的に連携しながら、問題・課題の共有と解決を図ります。また、各圏域間でも問題・課題を共有し、取組み・解決するサイクルの強化を図ります。

活動単位	主 体	役 割	各主体が活動単位を超えて連携し課題を解決
日常生活圏域	地域住民、自治会（地区会）等、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、ボランティア等	「自助」（自分で解決できることは、自分や家族等で対処すること）と「互助」「共助」（地域が連携・協力し地域の課題解決に向けて取り組むこと）の考え方に基づき活動	
福祉圏域 (テーマ別含む)	CSW、障がい者相談支援事業所、サービス提供事業者、医療・教育・介護・子育て関係団体等	社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって中学校区単位等で援助を実施	
	NPO、市民活動団体等	それぞれの団体の特性を生かした援助を実施	
市域	市社会福祉協議会	地域のさまざまな社会資源とのネットワークを活用し、地域福祉に関する人びとの共働を通じて市全体の地域福祉活動を推進	
	市	公的サービス・制度等を推進することで支援	

各主体において問題・課題の共有

基本目標別施策の展開方法と内容

基本目標1 一人ひとりを認め合い支え合う、ふれあい豊かなまち

施策の方向[1] 市民が主体の福祉活動の推進

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、市民主体の地域における日常的な取り組みへの支援、特に地区福祉委員会・小地域ネットワーク活動や民生委員・児童委員活動を中心とした地域福祉活動の推進を図ります。

また、これらの地域福祉活動が広く認知され、参加や利用が促進されるよう広報・啓発に努めます。

- ①地区福祉委員会・小地域ネットワーク活動の推進
- ②民生委員・児童委員の活動の推進
- ③市民による活動の推進

施策の方向[2] 緊急・災害時の助け合い機能の確立

緊急時や大規模な災害に備え、防災意識の普及、地域における協力体制づくり、高齢者や障がいのある人など要援護者の把握、災害時の情報提供、避難誘導など関係機関・団体との連携の確保に努めるなど、防災対策を推進します。

さらに、要援護者へのきめ細かい支援ができるよう、適切な情報媒体での情報提供や人権への配慮を図ります。

- ①市民による見守り活動の推進
- ②災害時要援護者の支援
- ③自主防災活動の促進

施策の方向[3] ボランティア、NPOなどの活動の促進

身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成するとともに、地域活動をはじめとするボランティアやNPOなどの活動環境の改善や運営の安定化を図る支援を行います。

すべての地域活動にかかわる人やボランティアに参加する人に対し、情報提供や相談、活動の場を確保し、活力ある地域づくりと住民の福祉の向上に努めます。

- ①ボランティア活動の促進
- ②コーディネート機能の充実
- ③地域福祉人材の発掘・育成と活用



施策の方向[4] 市民が主体の活動への支援

市民が主体となって活動している事業への補助をはじめ、福祉に関する研修などの実施により活動団体や活動者への支援の充実を図ります。また、民生委員・児童委員などの活動について情報提供を推進することで、地域住民が身近な活動や活動内容を知り、気軽に利用できるように努めます。

- ①事業補助の充実
- ②民生委員・児童委員活動などに関する広報、研修の推進

施策の方向[5] 人権教育・啓発、福祉教育の推進

支援の必要な人が地域福祉の取り組みや事業を安心して利用できるよう、地域住民や地域福祉の担い手に個人情報の保護の周知を図ります。また、障がいのある人、高齢者、子ども、女性、配偶者、親などに対する虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンスなど、家庭、学校、職場、地域社会とのかかわりが深い人権問題等、あらゆる人権侵害を予防するための人権教育・啓発を推進します。

高齢者や障がいのある人などへの正しい認識を育むとともに、相手の立場を思いやり協力しあう気運を高めるために、さまざまな人権教育・啓発活動や講座を実施します。

また、高齢者や障がいのある人などへの正しい理解と認識を根付かせるために、学校や地域における福祉教育等の充実を図ります。

- ①要援護者の個人情報の保護
- ②人権教育・啓発
- ③学校における福祉教育の推進
- ④地域における福祉教育の推進



基本目標2 誰もが自分らしく安心して福祉サービスを利用できるまち

施策の方向[1] 相談体制の整備と充実

身近な地域における相談体制の整備や専門的な相談などを通じて、対象者ごとの多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図り、地域福祉セーフティネット構築に向け相談窓口ごとの連携を推進します。また、支援を必要とする人の相談への配慮として、相談窓口へ手話通訳者の派遣や人権相談の周知など、すべての人が安心して相談できる体制づくりを進めます。

特に、生活困窮者に対して、その人らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるよう、相談の窓口を周知するとともに、各関係機関との連携が円滑にできるように努めます。

- ①地域における相談窓口の充実
- ②市役所における相談窓口の充実
- ③人権相談や人権侵害被害者・加害者等への支援の充実

施策の方向[2] 福祉サービスの情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスの情報を得られるように、さまざまな情報媒体による利用者の視点に配慮した情報提供に努めます。

また、障がいのある人や外国人に配慮した情報提供ができるよう、情報のバリアフリー化を推進します。さらに、福祉サービス提供事業者によるサービス内容などの利用者への情報提供を促進します。

- ①いろいろな情報媒体を活用した情報提供の推進
- ②情報バリアフリー化の推進



施策の方向[3] 福祉サービス提供・連携体制の充実

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野のネットワーク化を推進するとともに、重複する問題への対応を行うために、他分野における相談機関とのネットワーク化の整備に努めます。

- ①ネットワークによる幅広い対応の促進
- ②障がい者・高齢者・生活困窮者等、要援護者やその家族に対する支援の充実

施策の方向[4] 福祉サービスの質の確保と向上

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、第三者評価制度の導入や自己評価の実施を奨励するとともに、研修会や質の向上に関する情報提供に努め、福祉専門職の質の向上に努めます。

- ①福祉サービスの評価制度の促進
- ②福祉専門職の質の向上

施策の方向[5] 福祉サービス利用者の保護

苦情相談窓口の周知により、福祉サービスの利用者がサービス提供事業者と対等な立場において、サービスの選択・利用ができるよう努めます。

また、判断能力が十分でない人など、あらゆる人がその人らしい生活を送ることができ、必要な支援を受けることができるよう、権利擁護の制度や事業について周知や利用の促進を図ります。

- ①苦情相談窓口の利用促進
- ②成年後見制度の活用
- ③日常生活自立支援事業の推進



基本目標3 誰にとってもやさしいまち

施策の方向[1] 地域に密着した福祉サービスの開発

活力ある地域づくりと市民福祉の向上を目的に、NPOなどの活動環境の改善や運営の安定化を図るための支援を充実します。

また、地域に密着したサービスの周知啓発を行うことにより、支援を必要とする人とサービス提供事業者とのつなぎを行えるよう推進します。

- ①市民公益活動団体の設立・運営に対する支援
- ②市民公益活動団体などの福祉サービスへの参入の促進

施策の方向[2] 快適で利用しやすい生活環境の整備

誰もが安心で快適に生活できるよう、公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設整備を推進します。

また、住環境においても、住宅改造助成事業などの周知を図り、多くの人が利用できるよう促進します。

- ①公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進
- ②住環境の整備の促進

計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

- (1) 全市の連携の強化
- (2) 市民、関係機関・団体、事業者などの連携の推進
- (3) 市と市社会福祉協議会との連携の強化

2 進行管理

(1) 進行管理を行う意義

P D C A サイクル（「Plan（計画）」、「Do（実施・実行）」、「Check（検証・評価）」、「Action（改善）」）のプロセスに則って進行管理に努め、「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」において意見を求め、必要に応じて計画の見直しを検討します。

(2) 進行管理の実施方法

- ◎目標に対する施策の取り組み状況について、毎年進行状況の検証・評価の実施（毎年）
- ◎進行管理の内容については、ホームページ等を通じ市民に公表

【活動単位ごとの進行管理イメージ】

	日常生活圏域	福祉圏域	市域	
			市社会福祉協議会	市
平成27年度	○目標に対する取組み	○目標に対する取組み ○課題の抽出	○目標に対する取組み ○施策に対する検証・評価	○目標に対する取組み ○施策に対する検証・評価 ○委員会等の開催
平成28年度				
平成29年度				
平成30年度				
平成31年度				

- ◎住民懇談会等の実施による課題の抽出と、それを基に関係団体の支援方針や地区福祉委員会の活動計画の作成支援
- ◎住民懇談会等での課題を参考にした計画の見直し



第3次大阪狭山市地域福祉計画 大阪狭山市地域福祉活動計画【概要版】

平成27年3月

編集・発行 大阪狭山市保健福祉部 福祉グループ
社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会

(市役所) 〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話 072-366-0011(代表)

(市社協) 〒589-0021 大阪府大阪狭山市今熊一丁目85番地 電話 072-367-1761(代表)